

大桑村男女共同参画基本計画



令和8年2月

大桑村

目次

第1章 計画策定に当たって	3
1 計画策定の目的	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
第2章 村の現状	4
1 人口・世帯の動向	4
2 人口構成	5
3 男女別人口割合の比較	6
4 ひとり親世帯数の推移	6
5 女性の就業状況	7
第3章 計画の基本的な考え方	8
1 基本理念	8
2 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた施策の推進	9
3 成果指標	10
第4章 分野別施策	11
施策の体系図	11
基本目標1 個人を尊重し、誰もがむらづくりに参画できる社会の実現	12
基本目標2 健康で尊厳ある働き方・暮らし方の実現	15
基本目標3 包括的な男女共同参画体制の構築	18
第5章 計画の推進体制	21
1 村及び村民等の協働による施策の推進	21
2 村の主体的な取組の推進	21
3 村民の主体的な取組の推進	21
4 事業者の主体的な取組の推進	21
5 教育関係者の主体的な取組の推進	21
6 自治会等の主体的な取組の推進	21
7 各種団体の主体的な取組の推進	21
8 施策の評価・検証	22
資料編	23
1 大桑村男女共同参画推進条例	23
2 大桑村男女共同参画推進会議規則	28
3 大桑村男女共同参画推進委員会委員名簿	29
4 男女共同参画に関する用語解説	30

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の目的

「男女共同参画社会基本法」は、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目的とし、平成11年6月に成立しました。翌年の平成12年には「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策が総合的に推進されました。

令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画社会を形成するために目指すべき社会の将来像が数値目標とともに示されています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会・経済状況の変化は、特に女性に対する暴力や経済面において深刻な影響をもたらし、国内の男女共同参画が進んでいないことが改めて浮き彫りになりました。

このような現状の中、令和3年6月「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正法が施行され、令和4年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が改正・施行されました。

また、「育児・介護休業法」の改正法が令和4年4月から段階的に施行され、男性の育児休業取得の促進が進められました。

当村では令和6年9月に「大桑村男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、全ての人が互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すこととしました。

本計画では男女共同参画に係る取組のさらなる推進を図るため、施策内容の点検に努めるとともに、村及び村民等（村民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体）と協働し、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を図ります。

2 計画の位置づけ

本計画は当村における男女共同参画・協働の基礎となる計画です。第6次大桑村総合計画など関連計画を踏まえて策定します。

3 計画の期間

本計画は令和7年度から12年度までの6年間を計画期間とし、社会情勢や住民意識の変化を踏まえ、計画の実効性をより高めるために計画の効果を検証し、点検・評価を毎年度行います。またその結果を反映した見直しを行います。

第2章 村の現状

1 人口・世帯の動向

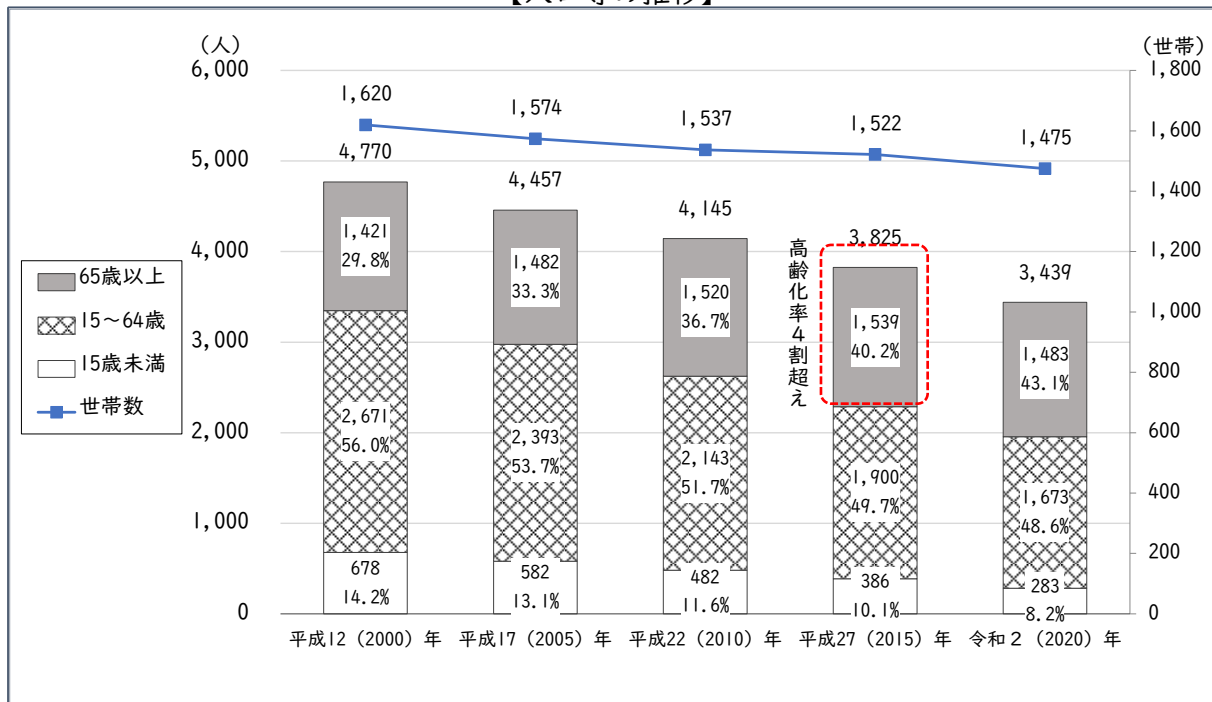
当村の総人口は、令和2年の国勢調査では3,439人となっており、減少傾向で推移しています。

年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は283人(8.2%)、15歳から64歳までの生産年齢人口は1,673人(48.6%)、65歳以上の老年人口は1,483人(43.1%)となっています。

世帯数については令和2年は1,475世帯となっており、総人口と同様に減少傾向が続いています。

国及び県と年齢構成比率を比較すると、年少人口比率、生産年齢人口比率は国平均や県平均を下回る一方で、老年人口比率は、国平均や県平均を大きく上回り、住民の4割以上が65歳以上となるなど、少子高齢化が進んでいます。

【人口等の推移】



資料：国勢調査

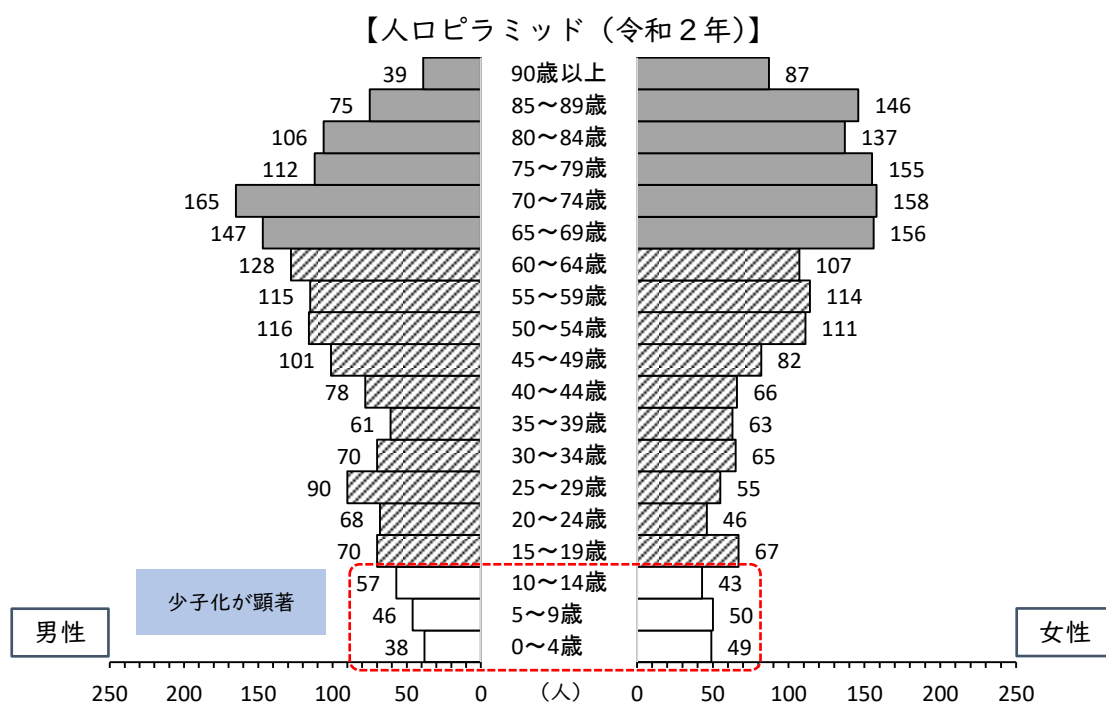
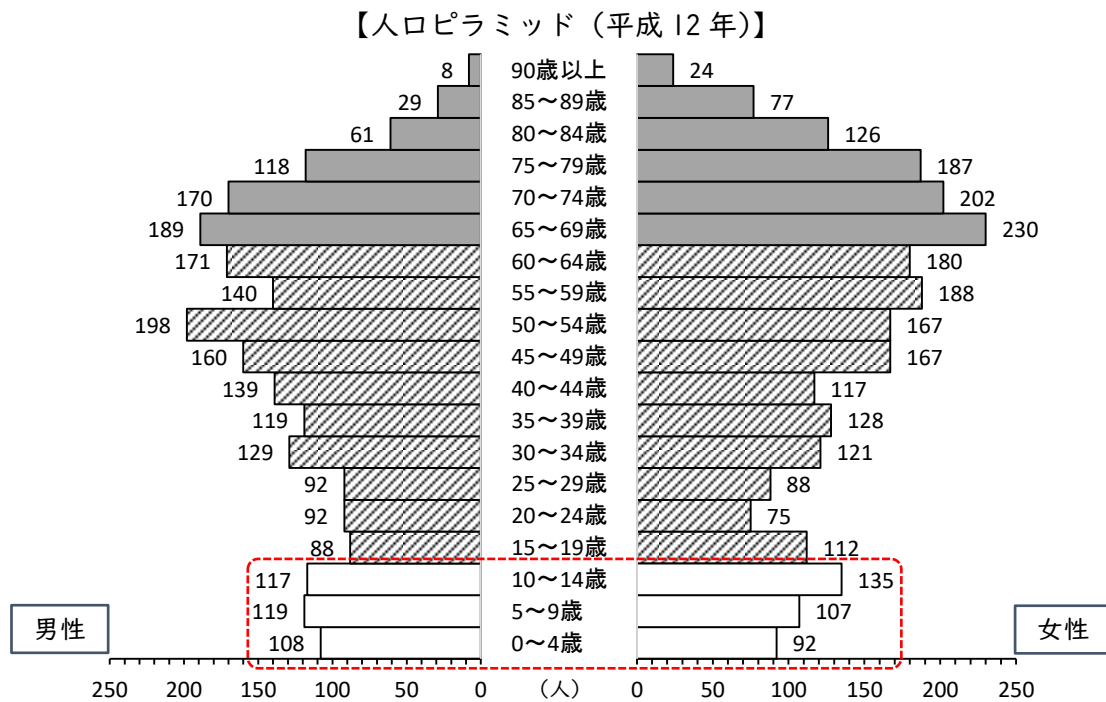
【国・県との年齢構成比率の比較 (令和2年)】

	大桑村	長野県	国
年少人口 (15歳未満)	8.2%	12.0%	11.9%
生産年齢人口 (15~64歳)	48.6%	56.1%	59.5%
老年人口 (65歳以上)	43.1%	32.0%	28.6%

※小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため合計が100%を上下する場合があります。

2 人口構成

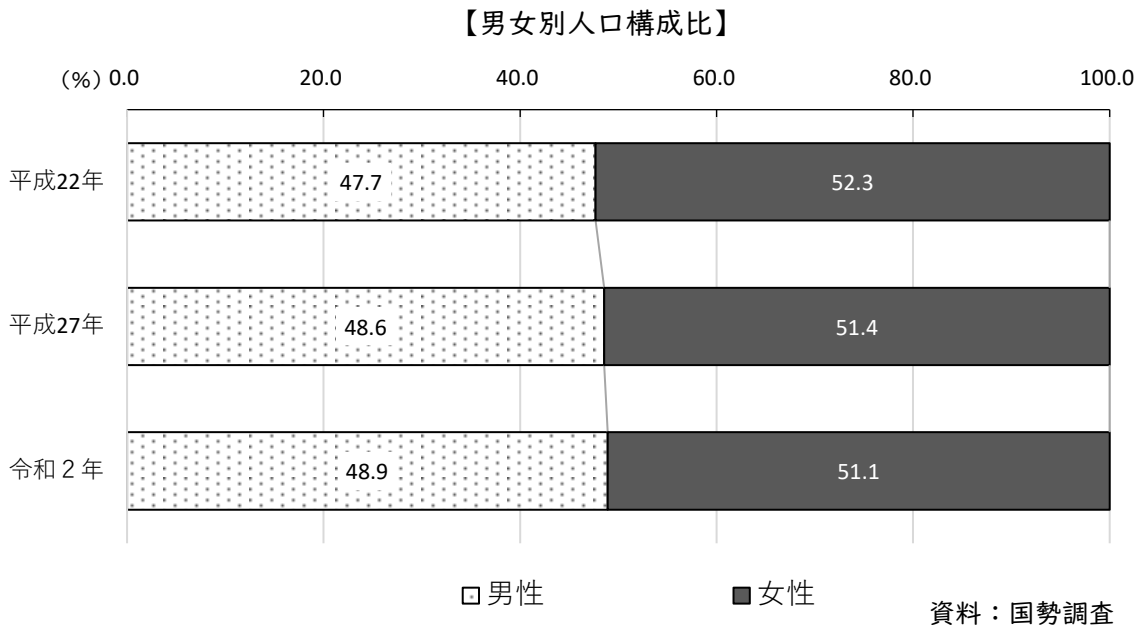
人口ピラミッドから当村の人口構成をみると、令和2年では、平成12年と比べ、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）の層が小さくなっています。また、老年人口（65歳以上）の層は80歳以上で厚みが増し、全体でやや大きくなっています。この20年間で特に少子化が顕著となっています。



資料：国勢調査

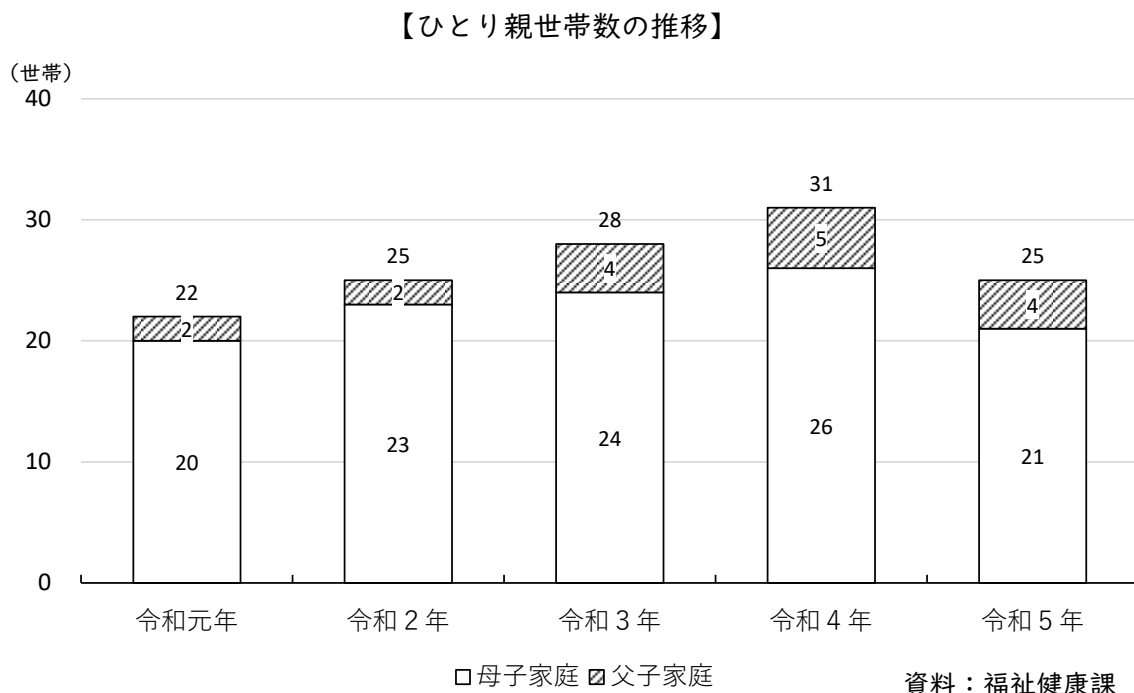
3 男女別人口割合の比較

令和2年現在における当村の男女別人口構成比は、男性が48.9%、女性が51.1%とわずかに女性の割合が高い状況です。



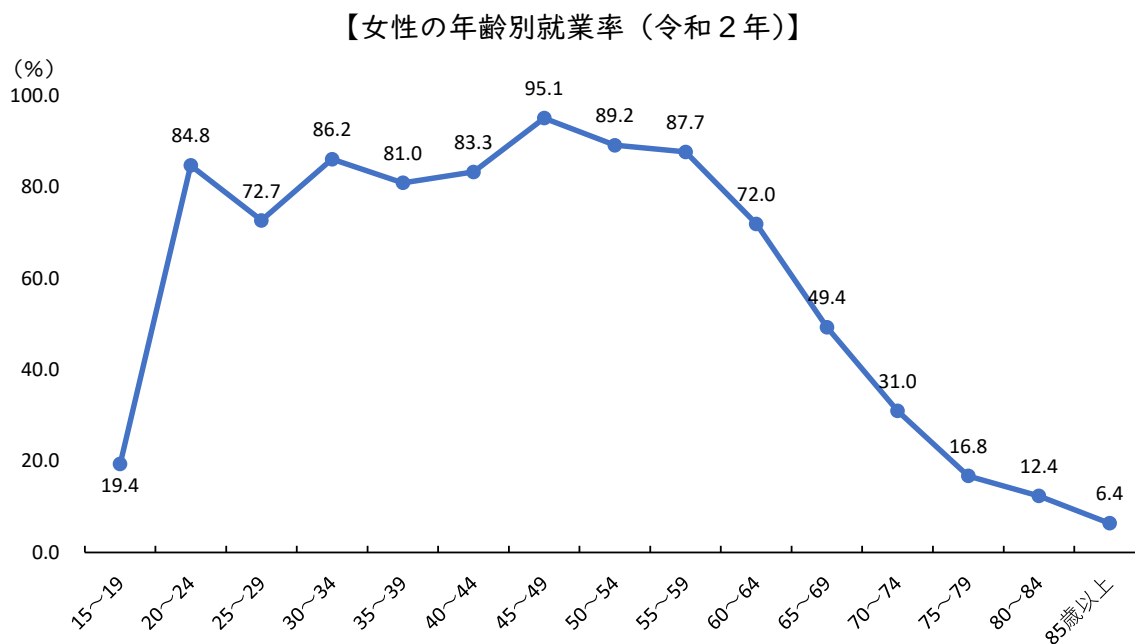
4 ひとり親世帯数の推移

当村のひとり親世帯数は、令和4年まで増加傾向で推移していましたが、令和5年では減少に転じており、25世帯となっています。また、ひとり親世帯のうち、約8割は母子家庭となっています。



5 女性の就業状況

女性の年齢層別就業率をみると、20歳代後半に一旦減少し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ」の状況にありますが、30歳代以降、再び労働に就く女性が多いことを示しています。



資料：国勢調査

第3章 計画の基本的な考え方

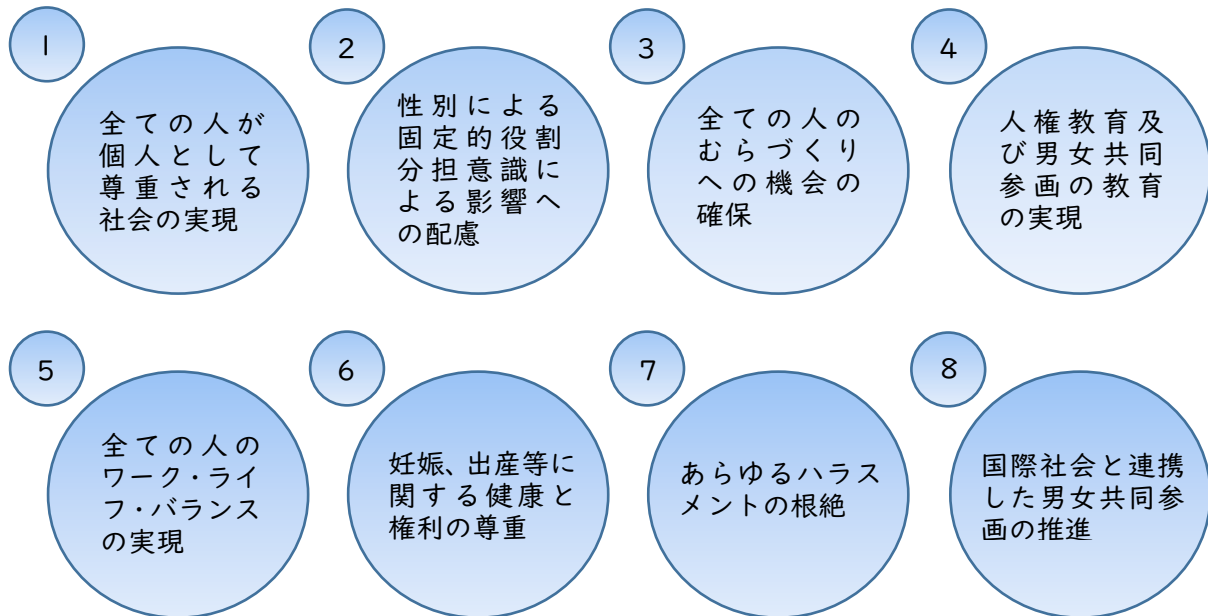
1 基本理念

本計画では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）」の形成を目指しています。

また、国際社会においては、「持続可能な開発目標（SDGs）」の1つとして、「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、今後さらに社会的・経済的な面等で男女の格差の是正が進んでいくことが考えられます。

当村では、「大桑村男女共同参画推進条例」に8つの基本理念を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて地域全体で施策を推進します。

【基本理念】



2 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた施策の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030年アジェンダ（行動計画）」に基づき、令和12年を期限として設定された、17の目標で構成される国際目標です。

SDGsの考え方は、「経済・社会・環境」の3つの側面のバランスが取れた持続可能な社会をつくることにあり、総合的な取組を推進することが求められます。

SDGsの17の目標のうち、目標5で「ジェンダー平等を実現しよう」が設定されています。「ジェンダー平等の実現」とは、性別に基づく偏見・差別を解消し、家庭や社会の中における男女の格差を是正するとともに、男女問わず全ての人が自らの能力を最大限発揮するための機会が与えられる社会を実現していくことです。

SDGsの考え方は、当村の総合計画でも取り入れられており、本計画においてもSDGsの考え方に配慮し、施策を推進します。

【SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 成果指標

【成果指標】

指標	現状 (令和6年7月)	目標値 令和12年度
行政機関・地域組織における女性の割合	17.7%	25.0%

■対象行政機関等

令和6年7月現在

組織名称	構成人数			比率(%)		関係法令 (地方自治法)
	男	女	合計	男	女	
男女共同参画推進会議委員	-	-	-	-	-	
大桑村議会	5	4	9	55.6	44.4	
公民館(館長、分館長、主事)	32	4	36	88.9	11.1	
社会福祉協議会	6	3	9	66.7	33.3	
教育委員会	4	1	5	80.0	20.0	第180条の5
選挙管理委員会	3	1	4	75.0	25.0	第180条の5
監査委員	2	0	2	100	0	第180条の5
固定資産評価審査委員会	3	0	3	100	0	第180条の5
農業委員会	8	2	10	80.0	20.0	第180条の5
防災会議	21	2	23	91.3	8.7	第202条の3
民生(児童)委員推薦会	7	3	10	70.0	30.0	第202条の3
国民健康保険事業の運営に関する協議会	4	2	6	66.7	33.3	第202条の3
環境審議会	10	0	10	100	0	第202条の3
交通安全対策会議	22	2	24	91.7	8.3	第202条の3
公民館運営審議会	3	4	7	42.9	57.1	第202条の3
社会教育委員	3	4	7	42.9	57.1	第202条の3
スポーツ推進員会	8	4	12	66.7	33.3	第202条の3
図書館協議会	2	3	5	40.0	60.0	第202条の3
文化財保護審議委員会	9	1	10	90.0	10.0	第202条の3
国民保護協議会	17	0	17	100	0	第202条の3
保育所運営委員会	6	4	10	60.0	40.0	第202条の3
大桑小学校PTA役員	1	3	4	25.0	75.0	
大桑中学校PTA役員	4	1	5	80.0	20.0	
統計調査員	38	3	41	92.7	7.3	
合計	218	47	265	82.3	17.7	

第4章 分野別施策

施策の体系図

基本目標	主要施策
<p>基本目標1 個人を尊重し、誰もがむら づくりに参画できる社会 の実現</p> <p>基本理念1、2、3</p>	<p>①人権尊重と多様性理解の普及・啓発の推進</p> <p>②固定的性別役割分担意識の解消とアンコンシャス・バイアス への取組</p> <p>③地域の意思決定過程への参画拡大</p> <p>④子育て・介護等があっても参画できる環境整備</p> <p>⑤情報格差の解消のための情報アクセス保障の推進</p> <p>⑥防災・地域安全の分野における多様な参画と要配慮者支援</p>
<p>基本目標2 健康で尊厳ある働き方・暮 らし方の実現</p> <p>基本理念5、6、7</p>	<p>①ワーク・ライフ・バランスの推進と働き方の改善支援</p> <p>②家事・育児・介護の分かち合いと家庭内ケアの負担軽減の推 進</p> <p>③妊娠前から産後までの切れ目ない健康支援</p> <p>④リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進と配慮ある相 談対応</p> <p>⑤あらゆるハラスメントの防止と相談・救済体制の整備</p> <p>⑥困難を抱える人への生活支援と自立支援</p>
<p>基本目標3 包括的な男女共同参画推 進体制の構築</p> <p>基本理念4、8</p>	<p>①人権教育・男女共同参画教育の体系的推進</p> <p>②実践者（職員・教職員・地域の担い手）の育成と研修の充実</p> <p>③庁内横断の推進体制整備と計画の進行管理</p> <p>④相談・支援のワンストップ化と関係機関連携の強化</p> <p>⑤地域・事業者・NPO等との協働による普及啓発と実践の推進</p> <p>⑥国際的な視点（SDGs等）の導入と情報発信の推進</p>

基本目標Ⅰ 個人を尊重し、誰もがむらづくりに参画できる社会の実現

主要施策	内容
<p>①人権尊重と多様性理解の普及・啓発の推進</p>	<p>○人権や多様性に関する理解を地域全体に広げるため、講演会やパネル展、広報誌での特集を実施します。村民が身近な差別や偏見に気づき、尊重し合える関係を築けるよう、学習会の開催や啓発の工夫を行います。また、困りごとを抱えた人が適切な支援につながるよう、村や関係機関の相談窓口の周知を一体的に進めます。さらに、学校と連携して児童生徒の学びを地域へ発信する取組を行い、世代を超えた理解の促進につなげます。</p> <p>○行政が行うこと 村民等への講演会や展示、広報特集等を実施し、人権尊重と多様性理解を広げます。また、学校や関係機関と連携して学びの機会を整え、相談窓口の案内を整理して分かりやすく周知します。あわせて、啓発物や案内文の表現を点検し、差別や偏見を助長しない発信に努めます。</p> <p>○村民等が行うこと 学習機会に参加して理解を深め、家庭や職場、地域での声かけを通じて相互理解の促進に協力します。また、自治会や団体の活動において、当事者を尊重し排除しない運営を心がけます。事業者は、人権尊重に関する社内周知や研修参加に協力し、働く場での理解を広げます。教育関係者は、児童生徒の発達段階に応じた学びを行い、保護者・地域とも連携しながら、尊重し合う文化の醸成に取組ます。</p>
<p>②固定的性別役割分担意識の解消とアンコンシャス・バイアスへの取組</p> <p>※アンコンシャス・バイアス 自分では気づかないうちに持っている偏見や思い込みのこと。過去の経験や周囲の情報の影響で、人や物事を無意識に決めつけて判断してしまう傾向を指す</p>	<p>○固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見の影響を減らすため、自治会役員や消防団、民生委員など地域の担い手を対象とした研修を実施します。広報誌等で家事・育児・介護の分担や地域役員の担い手確保に関する情報発信を行い、意識の変化を促します。住民アンケート等により意識や課題を把握し、啓発内容や取組の改善につなげます。</p> <p>○行政が行うこと 地域の担い手となる人を対象とした研修や事例共有を行い、固定的な役割分担意識や無意識の偏見への気づきを促します。広報誌等で身近な行動例を示しながら啓発を継続し、地区役員や委員選任等の慣習を点検して改善案を共有します。さらに、意識調査やヒアリングの実施を検討し、取組の見直しにつなげます。</p> <p>○村民等が行うこと 家庭・地域・職場で役割が固定化していないかを見直し、できる範囲で分担を進めます。自治会や団体は、行事の役割分担を固定化しない運営に改めます。事業者は、配置や業務分担、育成機会等の偏りを点検し、必要な改善を行います。教育関係者は進路指導や学校行事等で固定的な役割意識が強まらないよう配慮し、児童生徒が多様な選択を尊重できる学びを進めます。</p>

<p>③地域の意思決定過程への参画 拡大</p>	<p>○審議会や委員会等の意思決定の場に多様な村民の意見が反映されるよう、委員選任における性別や世代の偏りを点検し、公募枠の設定や推薦ルート工夫を進めます。会議資料の事前配布や書面・オンラインによる意見提出の仕組みを整備し、出席が難しい場合でも参画できる機会を確保します。</p> <p>○行政が行うこと 審議会等の委員構成を点検し、多様な属性の村民が関わられるよう公募枠等の選任方法を整えます。会議資料の事前配布やオンライン併用、書面意見の受付など、参加しやすい会議運営を標準化に努めます。また、若年層や子育て世帯等の声を聴く対話の場を設け、政策や事業の参考とします。あわせて、目的や結論、次の行動が分かる議事運営と記録の整備に努めます。</p> <p>○村民等が行うこと 公募委員や意見募集に積極的に参加し、生活者の視点で意見や提案を行います。自治会や団体は、役員の担い手を固定化しないよう努め、引継ぎやサポートの工夫により多様な村民が参画できるよう裾野を広げます。事業者や団体は、地域会議等への参加や情報共有に協力します。教育関係者は、学校運営や地域連携の場で得た気づきを共有し、子ども・家庭の実情を踏まえた地域づくりの議論に協力します。</p>
<p>④子育て・介護等があっても参画 できる環境整備</p>	<p>○子育てや介護などの事情があっても行政会議や自治会等の地域活動に参画できるよう、会議や行事の時間帯を複線化し、短時間化やオンライン併用を進めます。公共施設等を活用し、行事参加時の要介護者等の見守りや簡易託児を確保できる体制づくりを検討・整備します。介護者が外出しやすいよう、地域の見守りや短時間の助け合いの取組を関係機関と連携して進めます。</p> <p>○行政が行うこと 会議や行事の時間帯の工夫、短時間化、オンライン併用を進め、家庭事情があっても参加しやすい環境を整えます。公共施設等を活用した要介護者等の見守りや簡易託児の体制づくりを関係者と検討し、介護者等への相談動線を整理して関係機関等と連携しながら支援につなげます。</p> <p>○村民等が行うこと 会議時間や運営方法を見直し、家庭事情に配慮した参加形態を取り入れます。また、地域での見守りや助け合いに協力し、参加しやすい環境づくりに関わります。事業所は、可能な範囲で勤務調整等を検討し、地域活動への参加を後押しします。教育関係者は、保護者が学校行事等に関わりやすいよう日程や周知方法を工夫し、家庭事情に配慮した参加機会の確保に努めます。</p>

<p>⑤情報格差の解消のための情報アクセス保障の推進</p>	<p>○村の制度や地域活動の情報が、年齢や環境、障がいの有無にかかわらず届くよう、情報提供の方法を見直し、誰もが情報を平等に受け取ることができる基盤を整えます。紙媒体とデジタルの両方を活用し、重要情報は要点を整理して分かりやすく伝えます。あわせて、申請や相談の場面では、本人の状況に応じた説明や支援を行い、情報不足による不利益が生じないようにします。</p> <p>○行政が行うこと 広報誌・回覧文書・村ホームページ・各種 SNS 等を役割分担して運用し、重要情報は複数経路で周知します。防災や福祉、子育て情報、各種手続き等について要点をまとめた一枚資料やチェックリストを整備します。窓口では丁寧な説明や伴走的支援を工夫します。あわせて、文字サイズや図解、表現の簡素化などにより情報の提供方法を改善し、意見募集では電話や書面等、複数の提出手段を用意して参加方法の多様性に努めます。</p> <p>○村民等が行うこと 回覧や地区連絡網等も活用し、情報が届きにくい人への声かけを行います。行事案内等は要点化し、分かりやすい資料づくりに取組ます。事業者は、従業員へ村の重要情報を共有するなど周知に協力し、村民は必要に応じて家族や近隣住民と情報を共有して参加に近づけます。教育関係者は、学校からの連絡や案内が保護者に確実に届くよう周知方法を工夫します。</p>
<p>⑥防災・地域安全の分野における多様な参画と要配慮者支援</p>	<p>○防災分野に多様な村民の視点を取り入れるため、自主防災組織や避難所運営に女性や子育て世代、高齢者などが参画できる仕組みを整えます。避難所運営訓練では、授乳・おむつ替え、プライバシー確保、要配慮者の動線などを具体的に検証し、改善につなげます。避難行動要支援者については、把握と支援体制を整備し、近隣支援者や民生委員等の役割を明確にします。また、住民参加型の危険箇所点検や避難経路点検を実施し、地域全体の防災意識と行動力を高めます。</p> <p>○行政が行うこと 自主防災組織や避難所運営に多様な村民が参画できる枠組みづくりを進めます。避難所運営訓練では、プライバシーや衛生、乳幼児・妊産婦への配慮、要配慮者の動線などを具体的に検証し改善につなげます。また、避難行動要支援者の把握と支援体制づくりを進め、関係者の役割分担を整理します。あわせて、危険箇所や避難経路点検を住民参加で実施し、地域の防災力向上を図ります。</p> <p>○村民等が行うこと 自主防災活動や訓練に参加し、気づいた課題を共有して改善に協力します。近隣での見守りや声かけを通じて、支援が必要な人が孤立しない体制づくりに関わります。事業者は、備蓄や安否確認、業務継続等の防災対策を進め、地域の訓練にも可能な範囲で協力します。教育関係者は、学校防災(引渡し、避難所連携等)への協力と訓練参加を通じて、子どもの安全確保と地域防災力の向上に取組ます。</p>

基本目標2 健康で尊厳ある働き方・暮らし方の実現

主要施策	内容
①ワーク・ライフ・バランスの推進と働き方の改善支援	<p>○誰もが仕事と生活を両立できるよう、村内事業者に対して休暇制度や柔軟な働き方の導入事例を共有する機会を設けます。村も率先して会議の効率化や時間外勤務の縮減、休暇取得の見える化に取組ます。あわせて、介護・子育ての両立に必要な支援や制度につながるよう支援します。</p> <p>○行政が行うこと 事業者向けに制度の情報提供など好事例共有の機会を設け、働き方の改善を後押しします。村も会議の効率化や時間外勤務の縮減、休暇取得促進に率先して取組ます。あわせて、子育てや介護と仕事の両立に関する情報提供を行い、支援制度につなげます。</p> <p>○村民等が行うこと 事業者は、休暇制度や柔軟な働き方を整え、利用しやすい職場風土づくりを進めます。村民は、家族の状況に応じて制度を活用し、無理のない働き方・暮らし方を検討します。団体や自治会は、行事運営の時間や頻度等を見直し、参加負担の軽減に取組ます。教育関係者は、教職員自身の働き方改善にも配慮しつつ、保護者の就労状況に配慮した連絡・面談等の工夫に取組ます。</p>
②男性の家事・育児・介護参画の促進	<p>○誰もが仕事と生活を両立できるよう、家事・育児・介護を特定の人に偏らせない「分かち合い」を地域全体で促進します。家庭内での役割分担を見直すきっかけづくりを行うとともに、必要な知識やスキルを学べる機会を整えます。また、介護や子育て等のケアを担う人が孤立しないよう、相談や交流、地域の支え合いにつながる仕組みを整備し、負担の軽減を図ります。</p> <p>○行政が行うこと 家事・育児・介護をテーマに、誰でも参加できる講座を実施します。家族で役割分担を話し合うきっかけとなる機会とし、妊娠期・子育て期・介護開始期などの節目で制度や相談先の情報等の提供を行います。さらに、孤立を防ぐため、社協等と連携して相談や交流、支援につながる動線整備を進め、事業者向けにも両立支援制度の周知や情報提供を行います。</p> <p>○村民等が行うこと 各家庭では、家事・育児・介護の役割分担を話し合い、状況に応じて見直します。子育てや介護の負担を抱え込まず、早めに相談して支援や制度を活用します。自治会や団体は、役割や当番を固定化しない運営を進め、参加しやすさを高めます。事業者は、育児・介護休業等の制度整備と周知を行い、取得しやすい雰囲気づくりを進めます。教育関係者は、家庭の状況に応じた配慮(連絡方法、提出物、行事参加等)を行い、子育ての負担が過度にならない学校運営に努めます。</p>

<p>③妊娠前から産後までの切れ目ない健康支援</p>	<p>○妊娠期から子育て期まで安心して過ごせるよう、妊娠届出時から保健師等による継続的な相談支援につなげる運用を徹底します。産後うつ等のリスクに配慮し、面談や訪問、電話等による産後フォロー体制を強化します。利用できるサービスを分かりやすく整理した案内を配布し、必要な支援に迷わずつながれるようにします。さらに、医療機関や子育て支援拠点等と連携し、本人同意のもとで情報共有を行い、切れ目のない支援を進めます。</p> <p>○行政が行うこと 妊娠届出時から保健師等による継続的な相談支援につなげ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。産後は面談や訪問等を通じて心身の不調や孤立の早期把握に努め、利用できる支援(健診、相談等)を分かりやすく整理して周知します。医療機関等とも連携し、本人同意の範囲で必要な支援が途切れなないようにします。</p> <p>○村民等が行うこと 当事者や家族は、困りごとを早めに相談し、健診や相談等のサービスを活用します。地域は、妊産婦や子育て家庭への見守りや声かけを行い、孤立を防ぎます。事業者は、妊娠・出産期の体調や通院等に配慮し、必要に応じて勤務調整等を行います。教育関係者は、妊娠・出産・子育て期の保護者の状況に配慮し、必要に応じて関係機関と連携して支援につなげます。</p>
<p>④リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進と配慮ある相談対応</p> <p>※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 「性や妊娠・出産に関する健康(ヘルス)」と「それを自分の意思で選び決める権利(ライツ)」のこと。子どもを持つかどうか、いつ・何人持つかを含め、必要な情報や医療にアクセスしながら、本人の意思が尊重されることを指す</p>	<p>○性と生殖に関する健康と権利について正確な理解を広げるため、思春期から若年層に向けた学習機会を学校等と連携して実施します。相談対応者には、プライバシー保護や二次被害防止、適切な関係機関へのつなぎ等に関する研修を行い、安心して相談できる体制を整えます。不妊・不育、月経困難症、更年期など話づらい健康課題についても情報提供を行い、必要な支援につながる環境を整備します。相談の入口については、匿名相談やメール・電話等の活用も含め、利用しやすさの向上を検討します。</p> <p>○行政が行うこと 思春期から若年層に向けて正確な知識と相談先を伝える学習機会を関係機関と連携して確保します。月経や更年期、不妊等の健康課題についても情報提供と相談動線の整備を進め、相談のしやすさを高めるために相談方法の工夫も検討します。</p> <p>○村民等が行うこと 村民は、からかいや偏見のない環境づくりに協力し、当事者が相談しやすい雰囲気を整えます。当事者は、体調や困りごとを抱え込まず、適切な医療や相談につなげます。事業者は、体調に配慮した働き方やプライバシーへの配慮に努めます。教育関係者は、発達段階に応じた学習機会の確保と、相談しやすい環境づくり(養護教諭等の相談動線を含む)に取組みます。</p>

<p>⑤あらゆるハラスメントの防止と相談・救済体制の整備</p>	<p>○職場・学校・地域活動のいずれにおいてもハラスメントを許さない姿勢を明確にし、防止方針や行動規範を整備して周知します。相談窓口は分かりやすい入口となるよう整理し、必要に応じて専門機関へ確実につなげます。地域団体の運営においても、飲酒強要や性差別的発言、パワハラ等のリスクを点検し、改善を支援します。管理職や地域役員、指導者等を対象に、具体事例を用いた研修を行い、未然防止と適切かつ毅然とした対応の定着を図ります。</p> <p>○行政が行うこと ハラスメント防止方針や行動規範を整備して周知し、未然防止に取り組めます。相談窓口を分かりやすく整理し、必要に応じて専門機関へ確実につなげます。管理職や地域の担い手等を対象に事例を用いた研修を実施し、改善につなげます。</p> <p>○村民等が行うこと 事業者や団体は、内部相談体制や再発防止の仕組みを整え、ハラスメントの未然防止に取り組めます。自治会や団体は、活動の場での言動や慣習を見直し、安心して参加できる場をつくれます。村民は、問題に気づいた場合に相談先につなぐなど、見過ごさない姿勢を共有します。教育関係者は、学校内外のハラスメント防止(教職員間、児童生徒間、保護者対応を含む)に取り組、早期発見・早期対応に努めます。</p>
<p>⑥困難を抱える人への生活支援と自立支援</p>	<p>○課題が複合化しやすい人に支援が届くよう、ひとり親や若者、介護者、DV等の困難を抱える人へのアウトリーチを強化します。社協や民生委員、学校等と連携して見守りと支援へのつながりを仕組み化し、孤立の深刻化を防ぎます。食や学習、居場所づくりなど住民活動とも連携し、地域の中でつながりを持てる場を拡充します。緊急時には相談や関係機関への同行等を含む一時的支援ができる体制を整え、早期の安全確保と自立支援につなげます。</p> <p>○行政が行うこと 支援が届きにくい人へのアウトリーチを意識して相談につながる機会を増やし、社協や民生委員、学校等と連携して見守りと支援へのつながり、仕組みを強化します。居場所づくり等の取組を支援して孤立の予防を進めるとともに、緊急時には一時的支援や関係機関への同行等により早期対応できる体制を整えます。</p> <p>○村民等が行うこと 村民は、近隣での見守りや声かけ、情報共有により孤立の兆しを早期に捉えるよう努めます。団体や事業者は、困りごとを抱える人を排除しない場づくりに協力します。当事者や家族は、早めに相談し、利用できる制度や支援につなげます。教育関係者は、子どもの変化や家庭の困りごと気づいた際に、校内体制で対応し、必要に応じて関係機関へつなぐ役割を担います。</p>

基本目標3 包括的な男女共同参画体制の構築

主要施策	内容
①人権教育・男女共同参画教育の体系的推進	<p>○学校・地域・職場それぞれで行う学びを単発で終わらせないため、年間計画を作成し、取組が連動するよう整理して実施します。教材や動画、リーフレット等を整備し、外部講師に依存しすぎない運用を進めます。内容は、担い手不足や防災、子育てなど地域課題と結び付け、男女共同参画が「生活や地域運営の課題として理解できる」テーマ設定とします。</p> <p>○行政が行うこと 学校・地域・職場での学びが継続するよう年間計画を整理し、取組を連動させて実施します。教材やリーフレット等を整備し、継続実施できる運用を進めます。また、防災や子育て、担い手不足等の地域課題と結び付けたテーマ設定を行い、学びが実生活の改善につながるよう工夫します。</p> <p>○村民等が行うこと 村民は学習機会に参加し、学んだことを家庭や職場、地域での行動に落とし込みます。事業者は社内研修や周知を行い、職場内の理解を進めます。団体や自治会は、学びを会議運営や役割分担等の改善に活かします。教育関係者は、学校教育の中で人権・男女共同参画の学びを継続的に実施し、家庭や地域とも連携して実践につなげます。</p>
②実践者(職員・教職員・地域の担い手)の育成と研修の充実	<p>○施策を継続的に推進できる人材を増やすため、職員や教職員に加え、自治会役員や公民館関係者、民生委員・児童委員、自主防災組織の関係者など、地域の担い手を対象とした研修を整備します。研修では、会議運営や合意形成、ハラスメント防止、防災における多様な視点の取り入れ方など、現場で活かせる内容を中心に実施します。</p> <p>○行政が行うこと 職員や教職員に加え、自治会役員、公民館関係者、民生委員・児童委員、自主防災組織関係者等を対象に研修を整備します。研修は会議運営や合意形成、ハラスメント防止、防災での配慮など、現場で活かせる内容を中心に実施します。</p> <p>○村民等が行うこと 自治会役員等の地域の担い手は研修に参加し、運営方法の見直しや改善を実行します。団体や事業者は、研修参加や会場提供等に協力し、学びの機会の確保に関わります。参加者は学びを自組織のルールや慣行の点検に活かします。教育関係者は、研修に参加して学校運営や学級経営、保護者対応等に学びを反映し、地域との連携の中で改善を進めます。</p>

<p>③庁内横断の推進体制整備と計画の進行管理</p>	<p>○担当部署に任せきりにせず全庁で推進するため、定期的に進捗点検を行います。施策ごとに担当課、協力先、年度計画、指標を明確化し、村民にも分かる形で取組状況を整理します。</p> <p>○行政が行うこと 庁内の担当者会議等を整備して施策を横断的に進め、施策ごとの担当、協力先、年度計画、KPIを整理して実行工程を明確にします。進捗点検を行い、課題と改善策を整理して次年度へ反映します。さらに、取組状況を広報誌やホームページ等で分かりやすく公表します。</p> <p>○村民等が行うこと 自治会や団体、事業者は、計画を踏まえて会議運営や役員選任、配慮事項等の運営改善を進めます。意見交換会やアンケート等に協力し、現場で感じる課題や改善案を積極的に伝えます。あわせて、研修参加や情報共有に協力し、取組を自組織の活動に落とし込みます。教育関係者は、学校に関係する取組状況や課題を共有し、地域全体の点検や改善サイクルに参画します。</p>
<p>④相談・支援のワンストップ化と関係機関連携の強化</p>	<p>○村民が迷わず相談できるよう、相談窓口の入口を整理し、「どこに何を相談できるか」を一枚にまとめて配布・WEB掲載します。DV、困窮、子育て、介護、メンタル等の課題が重なる場合でも対応できるよう、庁内の連携ルールと担当間の引継ぎ方法を整備します。個人情報保護に配慮し、本人同意の取り方や記録の扱いを明確にしたうえで、関係機関との連携を進めます。あわせて夜間・休日を含む緊急時の連絡体制を点検し、対応の確実性を高めます。</p> <p>○行政が行うこと 相談の入口を整理して「どこに相談すればよいか」をまとめて周知し、福祉・保健・教育等の分野横断で連携できるルールを整備します。本人同意と個人情報保護に配慮した情報共有手順を明確にし、夜間・休日の緊急時対応も含めて連絡体制を点検・整備を進めます。</p> <p>○村民等が行うこと 村民や団体、事業者は、困りごとを抱える人に気づいた場合、本人の意思を尊重しながら相談先情報を共有し、必要に応じて相談につながるよう協力します。当事者や家族は、早めに相談し支援を利用することで、問題の深刻化を防ぎます。教育関係者は、子どもや家庭の課題に気づいた際に、適切な相談先につなげるとともに、関係機関連携に協力します。</p>

<p>⑤地域・事業者・NPO等との協働による普及啓発と実践の推進</p>	<p>○行政だけでなく地域全体で取組を広げるため、企業や団体の実践例(育休、ハラスメント対策、防災、子育て支援等)を見える化し、横展開を促します。学校・保育・医療・社協・地域団体と連携した講座やイベントを共同開催し、参加機会を増やします。協力団体を増やすため、講師派遣や広報協力、場所の提供など協働メニューを整え、参加しやすい仕組みをつくります。</p> <p>○行政が行うこと 企業や団体の取組事例を見える化し、地域内での横展開を促します。学校、保育、医療、社協、地域団体等と連携して講座やイベントを共同開催し、参加機会を増やします。また、広報協力や講師派遣、場所提供等の協働メニューを整備し、関係者が参加しやすい仕組みをつくります。</p> <p>○村民等が行うこと 事業者や団体は、自組織の取組を共有し、地域全体の改善に協力します。自治会等は行政と協働し、啓発や学習機会の運営に関わります。村民は参加や協力、ボランティア等を通じて取組の担い手となります。教育関係者は、学校行事や学習機会を地域とつなげ、協働の取組づくりや情報発信に協力します。</p>
<p>⑥国際的な視点(SDGs等)の導入と情報発信の推進</p>	<p>○SDGsの考え方等も活用し、基本目標や施策の位置づけを分かりやすく整理します。国や県、国際機関等が示すガイドラインや先進事例を収集し、村の取組に活かします。取組状況は広報誌やWEBで定期的に発信し、村民の理解促進と参画者(担い手)の拡大につなげます。</p> <p>○行政が行うこと SDGs等も踏まえて施策の位置づけや目標を整理し、分かりやすく示します。国や県等のガイドラインや先進事例を収集して村の取組に反映し、取組状況を定期的に発信して参画者の拡大と理解促進につなげます。</p> <p>○村民等が行うこと 事業者や団体は、可能な範囲でSDGs等の考え方を取り入れ、取組を見える化します。村民は学習や活動への参加を通じて理解を深め、日常の行動改善につなげます。自治会や団体は、地域課題の解決と施策の趣旨を結び付け、活動に反映します。教育関係者は、学校教育の中でSDGs等の視点を取り入れ、地域課題と結び付けた学びや活動を進めます。</p>

第5章 計画の推進体制

1 村及び村民等の協働による施策の推進

村及び村民等（村民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体をいう）は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働して行います。

2 村の主体的な取組の推進

村は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、国、県及び村民等と相互に連携し、協力を図ります。

また、施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努め、村民等の模範となるように自ら率先して男女共同参画の推進に取り組めます。

3 村民の主体的な取組の推進

村民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めます。

4 事業者の主体的な取組の推進

事業者は、全ての人に対し雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職場における活動に対等に参画する機会を確保し、職場、家庭その他の活動を両立して行うことができるよう職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

5 教育関係者の主体的な取組の推進

教育関係者は、能力、個性を生かせる教育及び男女共同参画の教育の推進に努めます。

6 自治会等の主体的な取組の推進

自治会等は、地域社会における自治の重たる担い手として重要な役割を果たす存在であることを考慮し、地域活動において、男女共同参画の推進のための取組を行います。

また、全ての人々が共に活動していくため、役職の構成にあたっては、性別等を理由に異なった取扱いをしないよう努めます。

7 各種団体の主体的な取組の推進

各種団体は、その活動において、方針の決定、計画の立案等において全ての人々が、参画する機会を確保するように努めます。

8 施策の評価・検証

施策を総合的・計画的に推進するため、総合調整や進行管理を行えるように、推進体制の構築・充実を図ります。

本計画における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。また、計画のPDCAサイクルによる進捗状況の確認と検証、評価などを行うことで、各施策の効果的な推進に努めます。

国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても見直しを行い、計画に反映します。

【計画のPDCAサイクル】



資料編

Ⅰ 大桑村男女共同参画推進条例

令和6年9月26日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現を目指すために、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、村、村民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体の責務を明らかにするとともに、村が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、全ての人が、互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 全ての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 村民 村内に住み、又は村内で働き学び、若しくは活動する者をいう。
- (3) 事業者 村内において事業活動を行う全ての個人及び法人をいう。
- (4) 教育関係者 村内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。
- (5) 自治会等 自治会その他村内の一定の区域に住所を有する者が地域活動を促進するために組織された団体をいう。
- (6) 各種団体 村内において自発的な社会活動を行う非営利団体をいう。
- (7) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る格差を改善するため必要な範囲内において、現在不利益を受けている人たちに対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (8) 性別による固定的役割分担意識 性別にかかわらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるが、「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける意識のことをいう。
- (9) ダイバーシティ 性別（多様な性を含む。）、人種等の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。
- (10) ワーク・ライフ・バランス 全ての人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発その他活動において多様な生き方を選択し、及び実現できる状態をいう。
- (11) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人等密接な関係にある、又はあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力（デートDVを含む。）又は虐待（子どもを巻き込んだ暴力を含む。）をいう。

- (12) 各種ハラスメント 性別、宗教、信条、国籍、性的指向、障がいその他様々な個人的な理由から、相手の人格や尊厳を傷つける言動をいう。
- (13) その他家庭内の暴力 前号に規定する暴力以外で、家庭内における児童・高齢者及び障がい者に対する身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力又は虐待などのあらゆる形態の暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) ダイバーシティの実現を目指し、全ての人が、個人として尊重され、差別的取扱いを受けることなく、様々な場面で個人としての能力を発揮できる機会が確保され、平等・対等な立場が保障され、自分らしく暮らせる社会が実現されること。
- (2) 全ての人が、性別による固定的役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) 全ての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、村における政策又は事業者を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 全ての人が、個人として尊重され、教育の果たす役割の重要性を考慮し、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、人権教育及び男女共同参画の教育が実現されるよう配慮されること。
- (5) 家族を構成する全ての人が、互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、社会等における活動と両立（ワーク・ライフ・バランス）できるよう配慮されること。
- (6) 全ての人が、互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7) ドメスティック・バイオレンス及び各種ハラスメントなどによる人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されるよう配慮されること。
- (8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(村及び村民等の協働)

第4条 村及び村民等（村民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体をいう。以下同じ。）

は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働して行わなければならない。

(村の責務)

第5条 村は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 村は、男女共同参画の推進に関する施策の実施にあたっては、国、県及び村民等と相互に連携し、協力を図らなければならない。

3 村は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 村は、村民等の模範となるように自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(村民の責務)

第6条 村民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、全ての人に対し雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職場における活動に対等に参画する機会を確保し、職場、家庭その他の活動を両立して行うことができるよう職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない。

2 事業者は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、基本理念にのっとり、能力、個性を生かせる教育及び男女共同参画の教育の推進に努めなければならない。

2 教育関係者は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

(自治会等の責務)

第9条 自治会等は、基本理念にのっとり、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることを考慮し、地域活動においては、男女共同参画の推進のための取組を行うとともに、村が実施する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

2 自治会等は、全ての人々が共に活動していくために、役職の構成にあたっては、性別等を理由に異なった取扱いをしないよう努めなければならない。

(各種団体の責務)

第10条 各種団体は、基本理念にのっとり、その活動において、方針の決定、計画の立案等において全ての人々が、参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 各種団体は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

(性別等による差別的取扱いなど人権侵害の禁止)

第11条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別等による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメント及びその他家庭内の暴力など他人の人権を侵害するいかなる行為もしてはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第12条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力、性的暴力等を正当化し、若しくは助長させるような表現又は人権を侵害するような過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第13条 村長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

2 村長は、男女共同参画計画を策定するにあたっては、あらかじめ村民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、第22条に規定する大桑村男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

3 村長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

5 村長は、男女共同参画計画の実効性を高めるため、推進状況を把握し、及び分析して方策を講ずるものとする。

(施策の策定及び実施にあたっての配慮)

第14条 村は、あらゆる施策の策定及び実施にあたっては、男女共同参画社会の推進に配慮しなければならない。

(防災及び復興分野における措置)

第15条 村は、防災及び復興分野において、男女共同参画の視点を踏まえ情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(家庭生活との両立支援)

第16条 村は、全ての人が共に家事、子育て、介護その他家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(積極的改善措置)

第17条 村は、事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行わなければならない。

2 村は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡に努めなければならない。

(情報の提供及び理解を深めるための措置)

第18条 村は、男女共同参画の推進について、村民等の理解を深めるため、あらゆる分野において適切な情報の提供、広報及び啓発活動を講じなければならない。

(実施状況の公表)

第19条 村長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

(調査研究)

第20条 村は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な調査研究を行わなければならない。

(活動への支援)

第 21 条 村は、村民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するための必要な措置を講じなければならない。

(推進会議)

第 22 条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進するため、推進会議を置く。

2 推進会議は、基本計画の策定及び変更に関する事項のほか、男女共同参画施策の推進に関し必要な事項について村長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

4 委員は、識見を有する者、関係団体の構成員で、その団体の代表者が推薦する者及び村長が必要とする者の中から村長が委嘱する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

6 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 第 2 項から前項までに定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日からから施行する。

2 大桑村男女共同参画推進会議規則

令和6年9月26日規則第8号

(趣旨)

第1条 大桑村男女共同参画推進条例(令和6年大桑村条例第20号)第22条に基づき、大桑村男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)の運営、その他必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、推進会議の議長となる。

4 推進会議の議事は、出席委員の過半数で、決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要と認める関係者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 推進会議の会議は、公開とする。ただし、個人情報を保護するために必要があると認めるときは、推進会議の決議により非公開とすることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、男女共同参画の担当課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 大桑村男女共同参画推進委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

役員氏名	所属等	備考
勝野 清子	議会総務社会常任委員長、社会福祉協議会理事	
大前 美咲枝	人権擁護委員、野尻分館長	副会長
細田 愛	教育委員、社会教育委員	
小瀬木 礼子	商工会副会長 (有)小瀬木木工所：女性経営者代表)	
金子 由佳	商工会理事 (金子土建(株)：一般女性代表)	
名小路 あや子	商工会事務局 (団体代表)	
中畑 潤壱	商工会選出 (IHI ターボ(株)：企業代表)	
木下 努	公民館長、社会福祉協議会理事	会長
高田 隆一	民生児童委員協議会長、社会福祉協議会副会長	
池口 亮吉	社会福祉協議会長	

4 男女共同参画に関する用語解説

■あ行

【アンコンシャス・バイアス】

自分では気づかないうちに持っている偏見や思い込みのこと。過去の経験や周囲の情報の影響で、人や物事を無意識に決めつけて判断してしまう傾向を指す。

【SNS】

Web上で社会的ネットワーク“ソーシャル・ネットワーク”を構築可能にするサービスのこと。

【SDGs】

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）のこと。2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴール及び169のターゲットから構成される。

【NPO】

「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。

【M字カーブ】

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴がある。なお、国際的にみると、欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられないため、台形型に近くなっている。

■さ行

【ジェンダー】

生物学的性別（セックス）に対して、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」のような男女の別を示す概念のこと。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】

平成28（2016）年4月1日から施行された職業生活において、自らの意思または営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間・事業主（一般事業主）それぞれの女性の活躍推進に関する責務等を定めた法律。

■た行**【男女共同参画社会基本法】**

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11（1999）年6月23日法律第78号として、公布、施行。

【DV】

配偶者など親密な関係にある男女間でふるわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力なども含まれる。

■は行**【ハラスメント】**

相手に対する言動（発言、態度、行為、SNSでのやり取りなど）が、相手の意に反して不快感や苦痛を与えたり、尊厳を傷つけたり、生活や仕事の環境を悪化させたりすることを指す。

殴る・蹴るといった明確な暴力だけでなく、繰り返される嫌味、無視、過度な叱責、人格否定、脅し、性的なからかいなど、さまざまな形があり得る。

代表例として、パワーハラスメント（立場を利用した不適切な言動）、セクシュアルハラスメント（性的な言動による不利益・不快感）、マタニティハラスメント（妊娠・出産・育児等に関する不利益な扱い）などが挙げられる。

【PDCAサイクル】

Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法の1つ。

■ら行**【リプロダクティブヘルス/ライツ】**

「性や妊娠・出産に関する健康（ヘルス）」と「それを自分の意思で選び決める権利（ライツ）」のこと。子どもを持つかどうか、いつ・何人持つかを含め、必要な情報や医療にアクセスしながら、本人の意思が尊重されることを指す。

■わ行

【ワーク・ライフ・バランス】

全ての人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発その他活動において多様な生き方を選択し、及び実現できる状態をいう。